

第6号様式（第10条関係）

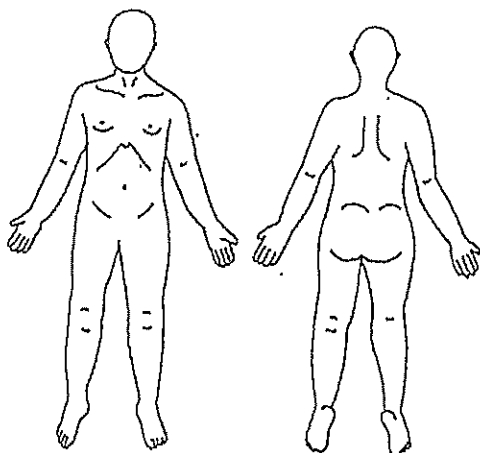
身体障害者診断書・意見書

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 女
住 所					
① 障害名（部位を明記）					
② 原因になった 疾病・外傷名		交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害 疾病 先天性 その他（ ）			
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日	④ 疾病・外傷発生場所		
⑤ 参考になる経過・現症（レントゲン及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日					
⑥ 総合所見					
〔将来再認定 要（1年後・2年後・3年後・4年後・5年後・その他 年後）・不要〕					
⑦ その他参考になる合併症状					
上記のとおり診断します。併せて以下のとおり意見を付け加えます。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊞					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 〔障害程度等級についても参考意見を記入してください。〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に 該当する（ ） 級相当） 該当しない					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、奈良県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問合せを行う場合があります。					

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり

参 考 図 示



× 変形 ■ 切離断 ▨ 感覚障害 ▨ 運動障害

（注）関係ない部分は記入不要

計測法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

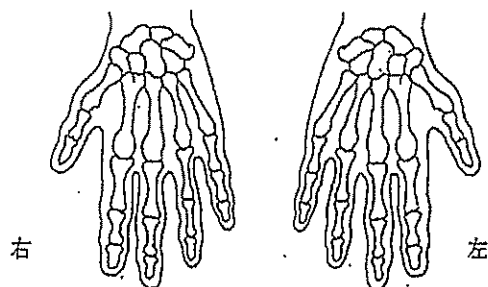
下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）

下腿周径：最大周径



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、（ ）の中のものを使う時はそれに○

かぶりシャツを着て脱ぐ		正座する	(両側の支え 要・不要)	
ワイシャツのボタンをとめる		横座りする		
顔を洗いタオルで拭く		あぐらをかく		
		あしを投げ出して座る		
ブラシで歯をみがく（自助具）	右			
	左			
背中を洗う		片足で立つ		右 左
排泄のあと始末をする		立ち上がる		
		（手すり・壁・杖・松葉杖・義肢・装具）		
コップで水を飲む	右			
	左			
（箸で）食事をする（スプーン・自助具）	右	起立位を保つ		分
	左	（手すり・壁・杖・松葉杖・義肢・装具）		
タオルを絞る（水をきれる程度）		家の中の移動		
		（壁・杖・松葉杖・義肢・装具・車椅子）		
とじひもを結ぶ		階段を上って下りる		昇 降
ズボンをはいて脱ぐ（自助具）		（手すり・杖・松葉杖）		
寝がえりする		屋外での移動	独歩	m
洋式便器にすわる			杖・松葉杖・車椅子	m
椅子に腰かける		公共の乗物を利用する（タクシーを除く）		

（注）身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

[illegible]

(注)

- 5 (PIP)の項母指は(1P)関節を指す。
6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反強膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(x) 伸屈 屈曲 (Δ)

(該当するものを○でかこむこと)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<ひもむすびテスト結果>

1度目の1分間 _____ 本

2度目の1分間 _____ 本

3度目の1分間 _____ 本

4度目の1分間 _____ 本

5度目の1分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害 (右・左)

<5動作の能力テスト結果>

a 封筒をはさみで切る時に固定する (可能・不可能)

b さいふからコインを出す (可能・不可能)

c 傘をさす (可能・不可能)

d 健側の爪を切る (可能・不可能)

e 健側のそで口のボタンをとめる (可能・不可能)

2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

a つたい歩きをする (可能・不可能)

b 支持なしで立位を保持しその後10m歩行する (可能・不可能)

c 椅子から立ち上り10m歩行し再び椅子に座る (可能・不可能) _____ 秒

d 50cm幅の範囲内を直線歩行する (可能・不可能)

e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る (可能・不可能)

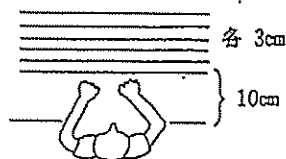
(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひもむすびテスト

事務用とじひも(概ね43cm規格のもの)を使用する。

① とじひもを机の上、被験者前方に図の如く置き並べる。

② 被験者は手前のひもから順に

ひもの両端をつまんで、軽くひ
とむすびする。

(注)・上肢を体や机に押し付けて

固定してはいけない。

・手を机の上に浮かしてむすぶこと。

③ むすび目の位置は問わない。

④ ひもが落ちたり、位置から外れたときは検査担当者が戻す。

⑤ ひもは検査担当者が随時補充する。

⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。

イ 5動作の能力テスト

a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上にのせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

b さいふからコインを出す。

さいふを患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーをあけてしめることを含む。

c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく座位のままでよい。肩にかついではいけない。

d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持っていく。

e 健側のそで口のボタンをとめる。

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。